

令和7年第2回水戸市議会定例会議案

(追 加)

水 戸 市

議 案

〔 令 和 7 年 6 月 24 日 〕
第 2 回 水 戸 市 議 会
定 例 会 追 加

市議会議案第64号	水戸市監査委員選任の同意を得ることについて		1
〃 第65号	水戸市監査委員選任の同意を得ることについて		3

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

袴 塚 孝 雄

令和7年6月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

1 地方自治法抜粋

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 水戸市監査委員条例抜粋

（議員のうちから選任される監査委員の数）

第3条の2 法第196条第6項の規定により、議員のうちから選任される監査委員の数は、2人とする。

市議会議案第65号

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

高 倉 富士男

令和7年6月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

